

議案第17号

関市地区公民センターの管理に関する条例の一部改正について

関市地区公民センターの管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定するものとする。

令和7年2月14日提出

関市長 山下 清 司

提案理由

関市富岡公民センター、関市安桜中央公民センター及び関市板取保木口集会場
を廃止するため、この条例を定めようとする。

関市地区公民センターの管理に関する条例の一部を改正する条例

関市地区公民センターの管理に関する条例（昭和47年関市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1 関市富岡公民センターの項、関市安桜中央公民センターの項及び関市板取保木口集会場の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。